

Legal Networks

2015.12

今月のトピックス

～今年1年を振り返って～

12月の労務スケジュール

女性活躍推進法の成立（8月28日）

～今年1年を振り返って～

皆さま、こんにちは。
社会保険労務士事務所リーガルネットワークス 代表の勝山です。

早いもので、今年のニュースレターも最終号です。いつも御覧いただきありがとうございます。
いつも、下りのエスカレーターを全力で駆け上っている気持ちで、仕事に取り組んでいるためあっという間に1年が過ぎていく感じます。

クライアントの皆さまの協力を頂き、弊社もまた一つ次のステージへの足掛かりができた1年だったと感じております。

皆さまの今年1年は、どんな1年でしたでしょうか？

2015年のリーガルネットワークスは、ベンチャー企業に対する労務管理の丸ごとサービスをはじめ、マイナンバー導入に対する仕組み並びに体制の構築など、本当に盛りだくさんの1年でした。

特に、事務所スタッフの成長は目を見張るものがあり、すでに実務レベルでは、私を凌ぐ部分も多くこれからの成長が楽しみでなりません。

お客様と共に歩む社労士事務所として、スタッフ共々成長してまいりますので、引き続きのご愛顧をどうぞよろしくお願い致します。

12月の労務スケジュール

12/1～12/31

労務 11月分社会保険料の納付

賞与支払日から5日以内

労務 賞与支払届の提出

12/1～12/10

労務 11月分の源泉徴収所得税額・特別徴収住民税

給与 年末調整事務

労務 年末年始休暇のスケジュール調整

労務 1月からのマイナンバー利用開始に向けて準備

女性活躍推進法が成立しました。

今年、8月28日に女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）が成立しました。

これにより、H28年4月1日から、従業員301人以上の企業には女性の活躍推進に向けた行動計画の策定が新たに義務付けられることになりました。10年間の時限立法だということです。

まず、国が事業主行動計画の策定に関する指針を策定し、それをもとに民間事業主は以下の事項を実施しなければなりません。

女性の活躍に関する状況の把握、改善すべき事情についての分析
女性採用比率 勤続年数男女差
労働時間の状況 女性管理職比率 など

上記の状況把握・分析を踏まえ、定量的目標や取組内容等を内容とする「事業主行動計画」の策定・届出・公表など（取組実施・目標達成は努力義務）

女性の活躍に関する情報の公表

（300人以下の企業は上記の実施は努力義務）

国は認定制度を設け、優れた取り組みを行う企業の認定を行っていくようです。たぶん認定マークが登場するのだと思います。

この法律の最大のポイントは、企業に「情報公表」の義務があるところだと書かれた記事を読みました。確かに、自社の状況を公表しなければならないというのは、企業にとって大きなプレッシャーになるような気がします。

しかし、「取り組みの実施と目標達成は努力義務」ということは、計画を策定することは義務でも、実際取り組むかどうかは義務ではないということですから、これを10年だけやっただこまで変わるのででしょうか。

また、大企業 中小企業、女性活躍推進に積極的な企業 そうでない企業の間で大きな温度差がある、ということが効果に対する世の中の期待を下げているという見方もあります。

参考：厚生労働省ホームページ

～編集後記～

今年も労働に関する法改正情報などを中心に、記事を担当させていただきました。毎月決まって書かせていただいていると、1年があっという間でした。今年も1年、ありがとうございました。（スタッフ：菊地）

さあよいよ忘年会シーズンがやってきました！社長・従業員一同みんなで食事をしながら会話することは、普段会社ではない話ができ、とても良いことだと私は思います。そういったコミュニケーションの場を設けることも労務管理の一環なのかもしれませんね。（スタッフ：大川）



Legal Networks
CORPORATION

社会保険労務士事務所リーガルネットワークス

〒160-0022
東京都新宿区新宿1-36-12サンカテリーナビル6F

TEL:03-6328-2239
<http://www.kintaikanrikenkyujo.jp>